

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年4月14日～2022年4月20日)

令和4年(2022年)4月22日

H E A D L I N E S									
政治									
対露制裁法案の成立 司法制度改革案に関する全国裁判所評議会(KRS)の評価 「連帯ポーランド」による刑法改正案の議会提出 ワクチン契約に関する保健大臣の発言 ワクチン接種証明の有効期限の無期限延長に関する保健大臣の発言 マルチン・ホラワ・インフラ副大臣による基金・地域政策副大臣の兼務 グロツキ上院議長のウクライナ訪問 モラヴィエツキ首相のリヴィウ訪問 ドウダ大統領とEU及びNATO諸国首脳とのテレビ会議 ラウ外相のオランダ訪問 ドウダ大統領とアデル・ハンガリー大統領との電話会談									
治安等									
2021年におけるポーランドの犯罪統計 テロ脅威警戒レベル発令の延長 ワルシャワ着便に対する爆破予告事案 ウクライナ避難民の人身売買に対する呼びかけ									
経済									
ZUS登録者の増加 ウクライナ避難民給付金終了との報道 GUSによる3月のインフレ率予測 インフレ率の記録的上昇 「Railway +」プログラム ポーランド、グリーン水素製造拠点へのポテンシャル 石炭利用見込み KGHMとTauronによるSMR協力									
大使館からのお知らせ									
長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									

お問い合わせ先は大使館領事部 電話22 696 5005 又は 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政治

内政

対露制裁法案の成立【14日】

14日、議会で上下両院を通過した対露制裁法案が大統領による署名を経て成立した。同法案は、①ロシア及びベラルーシからの石炭及びコークスの禁輸、②内務・行政大臣が策定・管理するロシアのウクライナ侵略に対する支援に関連する制裁リストに含まれる個人・団体のすべての資産及び経済資源の凍結、③ロシアのウクライナ侵略を支援するシンボル・名称の使用・促進の禁止などを定めている。なお、同法案は15日に官報に掲載され、翌16日に発効した。

司法制度改革案に関する全国裁判所評議会(KRS)の評価【14日】

14日、全国裁判所評議会(KRS)は、司法制度改革に関する2本の法案(大統領案及び与党「法と正義」(PiS)案)について肯定的な意見を示した。他方、KRSは、大統領案に関し、独立性と公平性の要件を検討する手続の導入について留保を表明した。KRSによれば、独立性の要件を満たしていないと判断された裁判官がどのようにして職務を継続することができるのか懸念を抱かせるとともに、法的に有効な判決を検証する可能性についても批判的に評価されるという。

「連帯ポーランド」による刑法改正案の議会提出【14日】

14日、連立与党「連帯ポーランド」は、宗教的感情を害することに関する規制を強化する刑法改正案を議会に提出した。具体的には、同法案は公然と教会を侮辱したり嘲笑したりした者は2年以下の懲役に処し、また、メディアを通じてこのような行為を行った場合は最高で3年の懲役に処するといった規定を設けることを想定している。ヴァルホウ法務副大臣は、同改正案は良心の自由や信仰の自由、宗教の自由を守るためのものであると述べた。

ワクチン契約に関する保健大臣の発言【19日】

19日、ニエジェルスキ保健大臣は、欧州委員会及び製薬企業ファイザー社に対して契約の不可抗力条項を援用しつつ新型コロナウイルス感染症ワクチンのさらなる受取と支払を拒む旨伝えたと発表した。同

大臣によれば、ポーランドには既に2,500万本のワクチンが保管されており、さらに6,700万～7,000万本のワクチンを注文済みであるという。同大臣は、ワクチンの納入のタイミングを10年間のスパンで分散させるとともに、最重要なのはワクチンを受け取る際に代金を支払うことであると述べた。また、同大臣は、ポーランドが1社と結んだ契約では、本年は20億ズロチ、来年は60億ズロチ規模であると指摘した。さらに、同大臣は、ポーランドが他のEU加盟国10か国とともに欧州委に対してワクチン契約に関する規制を緩和して資金を避難民の医療ケアに活用できるようにするよう提案したと明らかにし、ポーランドは現在避難民の流入に関連した財政的な圧迫を受けており、EU規模でワクチン契約におけるより幅広い柔軟性を与える特別な措置が講じられることを期待する権利があると感じていると述べた。

ワクチン接種証明の有効期限の無期限延長に関する保健大臣の発言【19日】

19日、ニエジェルスキ保健大臣は、ワクチンのブースター接種を受けた人々のワクチン接種証明の有効期限を無期限延長することを発表した。同大臣は、これはポーランドで採用される解決策であり、EUはワクチン接種証明の有効期限について今後どうなるか明らかにしていないと付言した。EUデジタルCOVID-19証明の有効期限については、本年2月1日に12か月から270日に短縮されていた。

マルチン・ホラワ・インフラ副大臣による基金・地域政策副大臣の兼務【20日】

20日、基金・地域政策省は、マルチン・ホラワ・インフラ副大臣兼ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)政府全権委員が15日付けで基金・地域政策省副大臣を兼務することになったと発表した。同副大臣は、「これは、新中央空港(CPK)に関する政府全権委員と部門全体がインフラ省から基金・地域政策省に移管されることに関連した現在進行中の法改正を受けたものであり、法改正が成立するまでの間、移管プロセスを可能な限りスムーズかつシームレスに進めるために両省の閣僚を務めることになった。」と述べた。

外交・安全保障

グロツキ上院議長のウクライナ訪問【14日】

14日、グロツキ上院議長は、ステファンチュク・ウクライナ最高議会議長の招きに応じ、ヴィストルチル・チェコ上院議長をはじめとするポーランド及び

チェコの上院議員とともにウクライナを訪問した。グロツキ上院議長は、ブチャを訪れ、「これは21世紀のゴルゴダの丘である。」と述べ、「医師である自分にとってブチャで最も衝撃的であったのは、腐敗した

死体の独特な臭いであった。」と語り、「もしこれらがある種の演出や人工的なシナリオであると述べる人がいるのならば、ここに来て自分の目で確かめるべきである。」と強調した。また、同議長は、ポロディアンカにおいて、「自由世界の国々へ加盟することを目指す国家だからといって、独立した自由な国家に対するロシアの侵略を正当化することはできない。」と述べた。さらに、同議長は、ポーランド及びチェコの上院が「この戦争を終わらせ、犯罪者たちを処罰し、ウクライナを再建するために全力を尽くす。」と断言した。

モラヴィエツキ首相のリヴィウ訪問【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、リヴィウを訪問し、負傷したウクライナ兵士や民間人を見舞いに訪れるとともに、ウクライナ東部からリヴィウにやって来た避難民のための仮設住宅の建設現場も視察した。ポーランド政府は、最終的には避難民のために2万人分の居住区をウクライナ国内に建設する予定であり、1千人が住まう最初の居住区がリヴィウに設けられた。同首相は、同様の取組をさらに進めると発表し、「我々の特使はキーウ周辺の街へ向かい、同じような町を作る予定である。」と述べた。また、同首相によれば、ポーランドの病院は、必要が生ずれば少なくとも1万人の兵士を受け入れる用意があるという。さらに、同首相は、「自由を取り戻すためには、(制裁という)最低限の代償を支払う必要がある。全員がこれを理解しなければならない。」と指摘し、欧州委員会に対し、「ウクライナ連帯基金」に基づく新たな資金提供を訴えかけた。

ドゥダ大統領とEU及びNATO諸国首脳とのテレビ会議【19日】

19日、ドゥダ大統領は、EU及びNATO諸国首脳とのテレビ会議に参加した。同大統領は、「ウクライナ訪問とゼレンスキー・ウクライナ大統領の会談について報告した。ウクライナは支援を必要としており、それを期待することができるという情勢分析は明確である。さらなるウクライナ支援の表明も行われた。

治 安 等

2021年におけるポーランドの犯罪統計【14日】

国家警察本部は、4月14日までに2021年における犯罪統計を公表した。2021年において、ポーランドで発生した犯罪件数は820,846件(前年:765,408件)であり、前年より約55,000件増加した。全体的な傾向としては、経済犯罪や窃盗が増加し、全体の数を底上げする他方、暴行や強盗などの発生件数は減少した。

テロ脅威警戒レベル発令の延長【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド全域に

制裁についても話し合わせ、我々はその拡大を望んでいる。決意は固まりつつあり、ますます多くの指導者たちがガスと石油に関連した制裁について話し合っている。」と述べ、「戦争犯罪の責任は、ロシア政府だけでなく、兵士も負うべきであるという宣言があった。これらの国々は、ロシアが参加するG20やG7には出席しない。」と強調した。同会議には、日本の岸田文雄内閣総理大臣のほか、米、加、英、仏、独、伊、ルーマニア、EU、NATO首脳も出席した。

ラウ外相のオランダ訪問【20日】

20日、ラウ外相は、オランダを訪問し、フックストラ蘭外相と会談を行った。会談では、特にロシアのウクライナ侵略とその影響、対露制裁に焦点が当てられた。両外相は、ウクライナへの人道支援についてその拡大の必要性を強調しつつ協議するとともに、ウクライナへの軍事支援、ウクライナの戦後復興、NATO東方の強化などといった安全保障・防衛問題についても議論した。また、両外相は、蘭におけるポーランド人の一時的労働者の状況などポーランド・蘭の二国間関係に触れ、両国を結びつける価値観の重要性を提起した。さらに、両外相は、ポーランド・蘭間で毎年行われる専門家レベルの協議の場であるユトレヒト会議第31回会合を開幕させた。本年の会議の一環として、国内市場、エネルギー・気候、EU対外政策、安全保障・防衛、金融・関税・租税協力の5つのテーマ別ワーキング・グループが開催された。ポーランド側からは、外務省、財務省、開発・技術省、国防省、気候・環境省、首相府の代表者が参加し、各グループの作業に取り組んだ。

ドゥダ大統領とアデル・ハンガリー大統領との電話会談【20日】

20日、ドゥダ大統領は、アデル・ハンガリー大統領と電話会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、会談ではロシアのウクライナ侵略に対するポーランドの立場を紹介し、ポーランド・ハンガリー関係について議論する機会となったとツイートした。

発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE-CPR」(4段階のうち第3段階)及びウクライナ国境地域2県(ルベルスキエ県・ポドカルパツキエ県)に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」(4段階のうち第2段階)を本年4月30日23時59分まで延長する政令に署名した。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政全体は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。同措置は、2月下旬以降、継続して発令されている。

ワルシャワ着便に対する爆破予告事案【21日】

21日、ワルシャワ・ショパン空港の広報担当者は、ドバイ発ワルシャワ着の航空便に対する爆破予告があったとして、同空港での発着を一時に見合わせていると述べた。これに関し、国境警備隊報道官は、同航空機は午後7時半に着陸し、滑走路脇にて確認作業を行い、午後8時半に警戒を解いたとして上で、「乗客はいなくなったが、確認作業は依然として行われている」などと述べた。その後、午後9時半に通常の状態に戻った。なお、4月20日にも同空港の治安当局は、プラハ、オスロ及びジュネーブに出発するポーランド航空便に対する正体不明の爆破予告を受け取っていた。

ウクライナ避難民の人身売買に対する呼びかけ【20日】

国家警察本部は、HP上で、ウクライナ避難民のためのリーフレットを掲載し、人身売買の被害に遭わないよう注意喚起を行っている。リーフレット上では、交通手段を持たない人は最寄りのレセプション・ポイントへ行くこと、書類や電話番号を見知らぬ他者に渡さないこと、家族や友人と連絡を取り合い、居所などの情報を共有することなどといったことが記載されている。同リーフレットはウクライナ語又はポーランド語で作成されており、同本部のHP上からダウンロードが可能である。

経 済**経済政策****ZUS登録者の増加【18日】**

18日、社会保険庁(ZUS)は、ZUSに登録したウクライナ避難民は66万人に達し、3月は2月に比べて2万5千人多かったと発表。多くのウクライナ男性は祖国を守るためにポーランドを離れているため、新規登録のほとんどが女性である。

20日、ジェチポスポリタ紙は、ウクライナ国民支援法によれば、ウクライナ避難民を自宅で受け入れるポーランド人は全員、宿泊費と食費の特別手当を申請でき、月上限1,200ズロチ、1人当たり1日40ズロチの給付金が受けられる。しかし、同法は戦争勃発から2ヶ月間の時限があり、同給付金支給を政府は今後縮小せざるを得ないと報じた。他方で、野党や自治体関係者は、給付金の延長を主張している。

ウクライナ避難民給付金終了との報道【20日】**マクロ経済動向・統計****GUSによる3月のインフレ率予測【18日】**

18日、中央統計局(GUS)は、3月のインフレ率予測を11%に修正した。燃料費が最も高く、前年比で33.5%増、中でも暖房費は61.3%増となっている。食品も鶏肉が1/3、牛肉が1/4、砂糖が9.2%価格上昇している。

(エネルギーと食品を除く消費者物価指数(CPI)、ポーランド国立銀行が算出)が前年比6.9%増となったと報じた。これは、1990年代後半に遡る同指標の歴史上、新記録となるが、3月の上昇率は2021年11月以降で最も小さく、安定化の兆しを見せており、多くのエコノミストが、インフレ上昇のピークは今期か来期のいずれかに迎え、その後、消費需要の弱まりや金利上昇などの影響を受け、徐々に減少に転じると予想している。

インフレ率の記録的上昇【20日】

20日、ジェチポスポリタ紙は、2022年2月の前年比6.7%増に続き、2022年3月のコアインフレ率

ポーランド産業動向**「Railway +」プログラム【20日】**

20日、閣僚評議会は「Railway +」プログラムへの資金調達を56億ズロチから110億ズロチへ増額することを決定した。これはプログラム費用の85%をカバーし、当該変更にはPKP(ポーランド国鉄)民営化法の改正が必要となる。同日、モラヴィエツキ首相は、地方自治体から提出され、PKPグループの中で鉄道インフラを整備しているPKP PLK社が選定した鉄道プロジェクトの最終リストを発表し、プロジェクト数は当初の17件から34件まで拡大されたとした。これにより、約200kmの鉄道路線が新たに建設されるとともに、運用停止された多くの路線が復旧・近

代化され、2028年までに国内の鉄道網は1,203km増加する予定である。

このプログラムの最大の受益者はルベルスキ県で35億ズロチが見込まれるが、補助金を申請したいいくつかの地方自治体では、プログラム費用の15%をカバーする多大な問題が生じる可能性がある指摘している。改正案が可決された後、地方自治体は2か月の間、自分たちの財政負担の引き受けを確認することとなる。専門家は、投資家がプロジェクトのタイミング、請負業者の選定、建設における問題に直面することを懸念している。

ポーランド、グリーン水素製造拠点へのポテンシャル【18日】

ポーランド経済研究所(PIE)のアナリストは、ポーランドは2050年にEUで最も競争力のあるグリーン水素の生産国になる可能性があり、ヤマルガスパイプラインなどの既存のインフラを利用して、他の国へも輸出が可能と分析した。同アナリストは陸上風力発電を利用した水素製造が有望で、平均価格は、水素1キロあたり約2.33~3ユーロ、1MWhあたり約70~92ユーロになるとした。

石炭利用見込み【18日】

サシン国有財産大臣は、ロシア産石炭の輸入禁止を決定したポーランドは、800万トンの石炭の不足を補う必要があり、国内の採炭量を増やしつつ、他国から輸入する予定であると述べた。同大臣は、2049年までの石炭閉鎖の期限は引き続き有効であるが、段階的な廃止曲線は当初の計

画とは異なると述べた。さらに、石炭をガスに置き換えるという以前の考えは、ガス価格の高騰により、もはや「時代遅れ」であり、原子力や再生可能エネルギーで十分に発電できるようになるまで、一部の炭鉱の操業を延長せざるを得なくなると指摘した。

KGHMとTauronによるSMR協力【20日】

20日、ワルシャワで、ポーランド国営精銅採掘会社(KGHM)とポーランド国営電力会社Tauron社が小型モジュール炉(SMR)の協力に関する意向書に署名した。両社は、SMRにとって適切な法的環境を構築するとしている。両社の社長は、SMRの立地調査は2022年に終了すると表明した。また、KGHMは将来のSMRの運転員やスペシャリストを訓練するための施設をドルノ・シロンスキエ県付近に設立すると発表した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事**【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日（水）～2022年5月3日（火）】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催中です。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間【2022年4月2日（土）～5月1日（日）】

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所：PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細：www.ogrod-powsin.pl/

【予定】第15回ウッチ大学日本デー【2022年4月23日（土）～24日（日）】

ウッチ市にて、八雲琴クラブ協会主催「第15回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本に関する講義、武道デモンストレーション、様々なワークショップが予定されています。

主催：八雲琴クラブ協会

場所：ウッチ市、Wydział Ekonomiczno-Socjologiczny Uniwersytetu Łódzkiego, ul. Rewolucji 1905 r. 39/41, Łódź

詳細：<https://fb.me/e/33XVCOPaV>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)